

## 【 避難者の方への各種支援 】

※ 転入された方の状況により、他に必要な手続きについても、あわせてご案内しています。

令和6年1月19日時点

	担当課	(電話)	(FAX)	減免・支援の内容	申請方法 (■は申請が必要です)	電子申請	必要な書類など (■は書類が必要なもの) 「り災証明書」は本市の「被災者の認定」と読替可	り災証明
市民生活部	市民一課	23-5141	23-5398	A 各種交付手数料減免	☞窓口での交付申請の際に申出が必要 (コンビニ交付は対象外)	不可	り災証明書 または 前住所がわかるもの(免許証・マイナンバーカード等)	要
	市民二課	23-5378	23-5391	B マイナンバーカード再交付手数料免除	【申請不要】		り災証明書	要
	保険年金課	23-5122	23-5579	C-1 国民健康保険料の減免	☞世帯主等からの申請	不可	り災証明書	要
				C-2 後期高齢者医療保険料の減免	☞被保険者等からの申請	不可	り災証明書	要
				C-3 国民年金保険料の減免	☞被保険者からの申請	可	災害状況届により、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害であることを確認(り災証明書があれば、災害状況届の一部を省略可能)	一部要
				C-4 医療機関での自己負担金の減免	☞世帯主等からの申請	不可	り災証明書 及び 傷病証明書	要
市民税課	23-5114	23-5397	D 米子市市税条例及び米子市市税減免要綱に基づく市民税の減免(状況により、減免)	☞納税義務者からの申請	不可	り災証明書	要	
クリーン推進課	23-5259	30-0271	E 負担軽減措置要件該当者がいる世帯に、指定ごみ袋を最大40枚(40リットル換算)を無償支給	【原則、申請不要】 ※各種福祉制度の認定に応じて支給 ※転入届を提出されない場合は、右記の書類の提示が必要		転入届を提出されない場合は、負担軽減措置要件該当者であることがわかるものの提示で確認 【負担軽減措置要件該当者】 (1)生活保護受給者(在宅に限る)、(2)児童扶養手当受給者、(3)特別児童扶養手当受給者、(4)特別障害者手当受給者、(5)高齢福祉年金受給者、(6)要介護4・5の認定者(在宅に限る)、(7)日常生活用具給付事業により、ストマ用装具・おむつ等の給付を受けている身体障がい者・障がい児、(8)2歳未満の乳幼児		
福祉保健部	福祉課	23-5151	23-5550	F 生活保護制度の運用(生保基準該当者)	☞来所による面談・申請	不可	なし	
	障がい者支援課	23-5153	23-5393	G-1 障害福祉サービス利用料の免除	【申請不要】 免除申請は不要だがサービスの利用申請が必要		サービス利用申請時に、り災証明書等で確認	(要)
				G-2 自立支援医療費の免除	【申請不要】 免除申請は不要だが認定申請が必要		認定申請時に、り災証明書等で確認	(要)
				G-3 補装具費の免除	【申請不要】 免除申請は不要だが支給申請が必要		支給申請時に、り災証明書等で確認	(要)
	長寿社会課	23-5131	23-5012	H 介護保険料減免(第1号被保険者(65歳以上)のみ) 介護保険利用者負担額減免	☞被保険者等からの申請	不可	り災証明書等	要
健康対策課	23-5451	23-5460	J 予防接種料、各種検診料等の減免	☞受診されるまでに、本人もしくは同一世帯員から電話で申請	不可	り災証明書等	要	
こども総本部	こども相談課	23-5467	23-5317	K 産後ヘルプサービス手数料の減免	【申請不要】 減免申請は不要だが利用申請が必要		利用申請時に、り災証明書等で確認	(要)
	こども施設課	23-5441	23-5137	L なかよし学級利用料の減免	☞保護者からの申請	可	り災証明書等	要
	こども支援課	23-5177	23-5137	M-1 保育料の減免	☞保護者からの申請	不可	り災証明書等	要
M-2 小・中学生を対象に就学援助				☞保護者からの申請	可	り災証明書等	要	
教育委員会事務局	生涯学習課(図書館)	22-2612	22-2637	N 市立図書館の図書貸出利用証の発行	☞本人からの申請	不可	・避難者であることの申し立て ・氏名、住所の確認ができるもの(免許証、保険証等)の提示 ・その他避難先の住所、連絡方法の提示	
都市整備部	住宅政策課	23-5263	23-5394	P 市営住宅の提供(家賃全額免除、敷金・連帯保証人不要)	☞本人からの申請	不可	り災証明書 及び 免許証・保険証等	要
下水道部	下水道営業課	34-1371	34-7515	R 下水道使用料、農業集落排水施設使用料の減免	【申請不要】 水道料金の減免に応じて実施		なし (水道料金の減免に応じて実施)	
水道局	米子市水道局営業課計量担当	32-9916	22-0656	S 水道料金の減免	【原則、申請不要】 *現在使用中の世帯に同居する場合は減免申請書の提出が必要。 *行政からの報告外で確認したものは減免申請書の提出が必要。 *集合住宅の場合、管理会社からの私有メーター検針水量の報告が必要。		なし (原則、行政からの報告に基づく減免)	